



情報公開法要綱案（中間報告）修正用検討資料

(第2 定義)

- ② 行政文書 行政機関の職員が職務上作成し又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他政令で定めるものであって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 行政機関が保有しているものと同一の内容の記録につき、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの
- ロ 政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として行政機関が保有しているもの

(第6 不開示情報)

- ① 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定又は慣行により公にされている場合における情報又は公にすることが予定されている情報
- ロ 氏名その他特定の個人を識別させる情報の部分を除くことにより、開示しても、本号により保護される個人的な利益が害されるおそれがないと認められこととなる情報（特定の個人を識別させる情報の部分を除く。）
- ハ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職その他の地位に関する情報
- ニ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報
- ※ 個人の研究論文、研究計画、ノウハウ等は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に準じて、②法人等情報の開示・不開示の基準に服するものとする（報告書に記載する）。

- ② 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等若しくは当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は次に掲げる要件に合致するもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。
- イ 行政機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたものであること。
- ロ 当該法人等又は当該個人において、公にしないことが常例とされているものであることその他当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるものであること。
- ※ 「合理的であると認められる」場合については、報告書で説明する。
- ③ 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、国際的な協調体制の下に維持されている通貨の安定が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報
- ④ 開示することにより、犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報
- ⑤ 行政機関内部又は行政機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

⑥ 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

○ 国会、裁判所及び地方公共団体に関する情報

(第7 公益上の理由による開示)

開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において……

(第8 行政文書の存否に関する情報)

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第5及び第6の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、行政機関の長は、請求を拒否することができるものとすること。

(第9 開示請求に対する措置)

(第10 開示等決定の期限等)

2 ……30日を限度として、これを延長することができる。……

(第11 著しく大量な行政文書の開示請求)

(A案)

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であって、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずることその他やむを得ない事由があるときは、開示請求に係る行政文書の相当な部分につき、第10第1項の期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第10第2項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならないものとすること。

(B案)

- 1 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であって、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずることその他やむを得ない事由があるときは、開示請求者の意見を聞いた上、開示請求に係る行政文書の相当な部分につき開示等決定をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、理由を付し、相当な部分を明示して、書面により、開示請求者に通知しなければならないものとすること。
- 2 第1項の場合において、開示請求者は、相当な部分についての開示等決定があつた後に、残りの部分について、更に開示請求をすることができるものとすること。

(第20 不服審査会の権限)

- 1 (A案) 不服審査会は、必要と認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求め、事件の審議にあたる委員をして、不服申立人に閲覧させずにその内容を見分させることができる。この場合において、諮問庁は、当該行政文書の提出を拒むことはできないものとすること。
※ 不服審査会は必要と認める限りで提出を求める旨、報告書で説明する。
- 1 (B案) 不服審査会は、必要と認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求め、事件の審議にあたる委員をして、不服申立人に閲覧させずにその内容を見分させることができる。この場合において、諮問庁は、当該行政文書の提出の求めに応じられない理由を述べ、不服審査会がこれを認めたときを除き、その提出を拒むことができないものとすること。
- 2 不服審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、不服審査会の指定する方式により、事件及び処分に関する説明を求めることができるものとすること。
- 3 前2項に定めるもののほか、不服審査会は、事件に関し、不服申立人、諮問庁及び利害関係人（以下「不服申立人等」という。）に書類その他の物件の提出を求め、参考人に陳述を求め又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができるものとすること。

(第21 不服審査会における事件の取扱い)

- 1 不服申立人等は、不服審査会の定めるところにより、不服審査会に対し、□頭で意見を陳述することを求めることができる。ただし、不服審査会は、その陳述を聞かずに、その者に利益な答申をすることができる。
- 2 不服申立人等は、不服審査会の定めるところにより、意見書又は書類その他の物件を不服審査会に提出することができるものとすること。
- 3 不服申立人等は、不服審査会の定めるところにより、不服審査会に対し、不服審査会に提出された書類（第20第1項に規定する行政文書を除く。）その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、不服審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができないものとすること。
- 4 前3項の求めに対する処分については、不服申立てをすることができないものとすること。
- 5 不服審査会は、委員のうちの一定数の者で合議体を構成し、その判断を不服審査会の判断とすることができるものとすること。
- 6 不服審査会は、委員の一人をして、第1項に規定する陳述を聞かせ、又は第20に規定する調査をさせることができるものとすること。
- 7 不服審査会の審理は非公開とする。ただし、答申は公表するものとすること。

(第22 その他の不服審査会関係規定)

……について、所要の規定をこの法律、政令又は不服審査会運営規則に設けるものとすること。

(第24 行政文書の管理)

- 1 行政機関の長は、政令で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを制定し、これを公にするとともに、当該定めに従った適切な管理を行うものとすること。
- 2 前項の政令においては、行政文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他必要な事項について定めるものとすること。

(第25 情報公開の総合的な推進)

政府は、この法律に定める行政文書の開示のほか、情報の提供その他の情報の公開に関する施策の充実を図り、国民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとすること。

(第26 地方公共団体の情報公開)

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとすること。

(第27 特殊法人の情報公開)

政府は、特殊法人について、その性格及び業務内容に応じ、情報公開が推進されるよう、法制上その他の必要な措置を講ずるものとすること。

(第28 関係法律との調整)

文書の公開等に關し定めている法律その他の関係法律の規定との間で必要な法制上の調整措置を講ずるものとすること。

(第30 施行に伴う措置)

- 1 行政文書の管理の整備その他の施行の準備のため、公布後施行までの間に相当な期間を設けるものとすること。
- 2 施行日前に行政機関の職員が作成し又は取得した行政文書についても、施行日以後現に行政機関が保有しているものについては、この法律を適用するものとすること。